

第2回中間検証ワーキング

IV地域連携ネットワークづくり後見人等の担い手の確保について

住田敦子

(専門職後見人について)

○専門職については、専門職団体でそれぞれ研修・監督体制を前提とした候補者名簿登録制度等があるが、例えば愛知県社会福祉士会の、ばあとなあ愛知支部の登録者は約200人で、実際に受任しているのはそのうち100人程度である。研修を受講しても実際の受任となると躊躇する者もいる。そのため権利擁護支援センター等がサポートすることで、安心して受任できるように専門職後見人を支援する取組みが必要である。実際に当センターでは、専門職後見人からの相談に応じて、家庭裁判所に提出する報告書作成や死後事務の手続き、身上保護に関する相談など、後見業務全般の具体的な支援を行っておりバックアップの必要性を実感している。このようなバックアップについては親族後見人の支援についても同様である。

○専門職後見人一人当たりが受任できる人数について

ひとりの後見人が100件近く受任していると聞き及ぶこともあるが、意思決定支援を踏まえた後見業務を遂行するために、また、後見人の不測の事態に備えて個人が受任する上限の検討が必要ではないか。各専門職団体はそのような後見人等の不測の事態に速やかに対応できる仕組みを備えることが必要である。

(法人後見について)

○法人後見について、社会福祉協議会でぜひ取り組んでいただきたい。全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会で、今年3月に報告書としてまとめられた「日常生活自立支援事業の今後の展開に向けて」において、今後の事業の方向性を示されているが、社会福祉協議会が、成年後見制度の利用促進と日常生活自立支援事業を一体的に展開し、地域における総合的な権利擁護体制を構築するという視点は重要であると考えている。

○参考資料①-3 アンケート調査結果では、社協が後見人になったきっかけとして「日常生活自立支援事業を利用していること」、受任理由では、「日常生活自立支援事業の利用者で本人との信頼関係があること」の割合が非常に高い。本人にとって、これまで信頼関係を構築してきた支援機関による後見制度の対応が可能となれば、安心して移行できると思われる。実際に社協の日常生活自立支援事業担当者と、成年後見制度への移行を検討する際、「これまで利用者と培ってきた信頼関係を最大限活かすためにも、移行する場合こそ社協が法人後見を担う意義があると思う」との現場の声が聞いた。社協が法人後見を担う場合には行政の財政的支援が必要だと思われるが、トップダウンで委託事業が増えて現場の疲弊感や義務感から実施するのではなく、上記の職員のような声を大切にしたいボトムア

ップからの取組が重要であり、またボトムアップを促す職員への喚起が必要である。

- 社会福祉法人が行う場合、他の社会福祉法人と協同で実施するなど第三者性を担保するなかで検討してはどうか。

(日常生活自立支援事業について)

- 「日常生活自立支援事業の今後の展開に向けて」報告書では、日常生活自立支援事業の実施主体を都道府県・政令指定都市から、各市町村にすることを検討するよう提言されているが、権利擁護行政として地域で一体的に推進するためにも、検討いただきたい。
- その際、中小市町村単独では実施困難な場合も多いと考えられるので、適正運営に関する委員会や研修事業、専門職によるバックアップ等は、広域で実施する枠組みを都道府県がリードし、支援する必要があると考える。

(市民後見人)

- 市民後見人は、単に専門職不足の補完ではなく、地域福祉の観点から取り組む必要がある。家庭裁判所から後見人として選任されるにはサポートする中核機関又は成年後見センター等が必要であるが、そもそもこれらが未設置な場合は実施が難しいため、中核機関等の設置を急ぐ必要がある。
 - 市民後見人については、報酬の有無が議論になるが、市民後見人についての意義等、地域で支えるという視点を大切に十分な議論が必要である。地域においてどのような市民後見活動をめざすのか、単に研修をするのではなく養成から就任、バックアップまでの仕組みを行政が検討することが重要である。
 - 尾張東部権利擁護支援センターでは、第2期の市民後見人養成研修が修了し、38人のバンク登録者、16人の市民後見人等が選任されている。今年度、第3期の募集をしているが応募状況は芳しくない。広域設置のため自治体規模は47万人であるが将来にわたり継続していくことの困難性が懸念される。養成研修は71時間、7か月間に渡り、費用や事業規模も大きい。しかし、市民後見人の実際の活動は地域を確実に耕している。そのことを行政や福祉関係者等が実感し始めており、家庭裁判所の理解も深い。来年度は委員会を設置し今後の推進について検討する予定である。
- 市民後見の取組では他の地域から費用対効果を聞かれる場合もあるが、市民後見人は単に後見の担い手だけでなく、地域福祉の向上を目指している。その効果を実感するためには地域を巻き込んだ実践の積み重ねの期間が必要である。

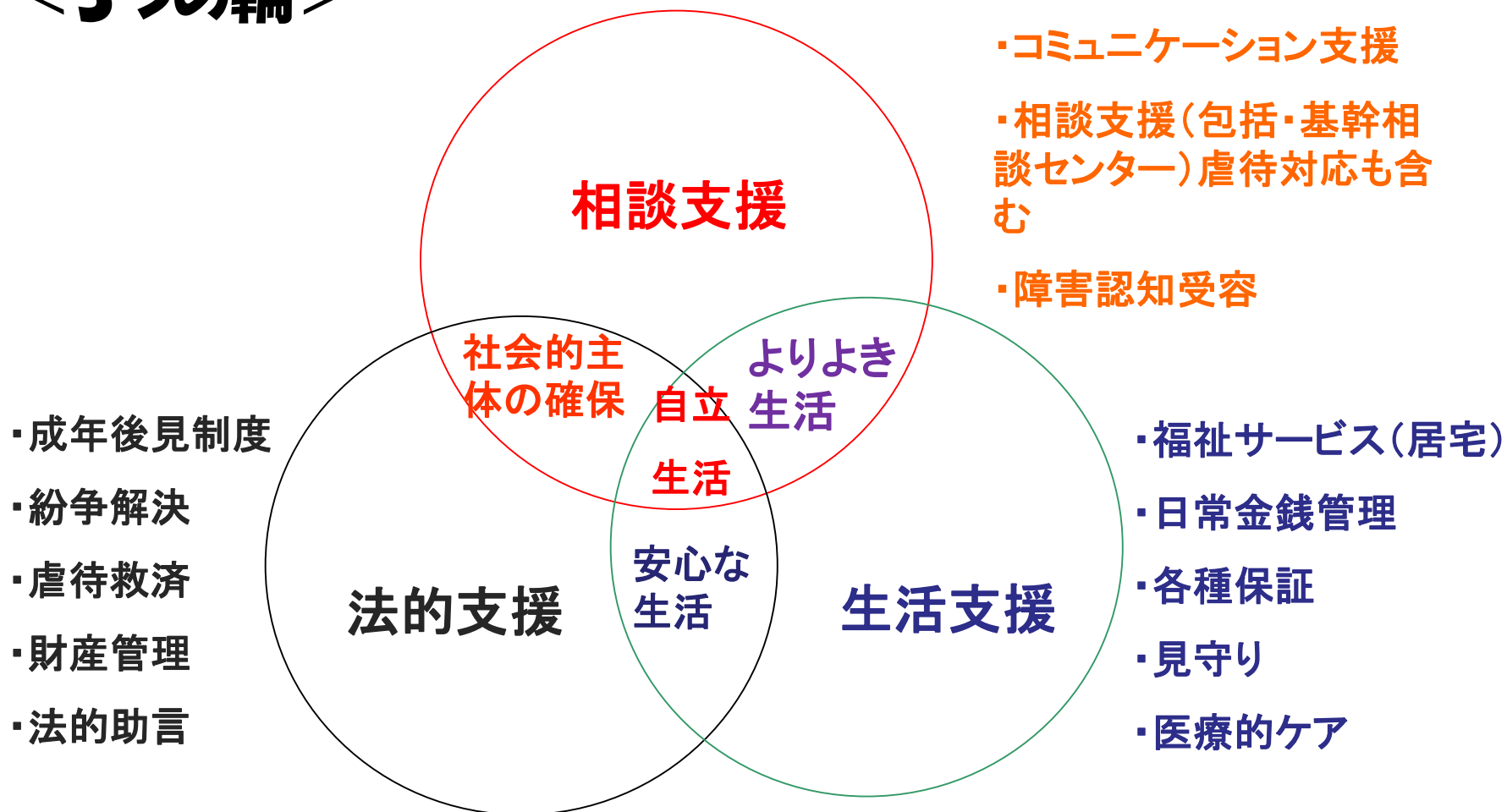
- 養成研修では多様な専門職団体の協力が必須である。また市民後見人のフォローにおいても相談やその後の研修等においても専門職団体の協力がなくては成立しない。
- 事業規模や専門職団体との協力体制、現状の市民後見人の認知度等から鑑みて、小規模自治体での取組みは難しいため、中核機関等の設置が進めば、県のレベルで養成研修を行い、サポートは地域のセンターで行うというような取組が現実的かもしれない。ここでも都道府県の役割に期待したい。

(成年後見制度利用支援事業について)

- 成年後見人の担い手として、平成30年には第三者が77%を占めている現状において成年後見制度利用支援事業の整備が必須である。中核機関を設置し候補者調整など利用促進機能が進んでも、第三者後見人への報酬担保がなければ実際は機能しないことになる。市長申立てに限るなどの制限を外し、住所地特例や居住地特例を前提として、本人が居住地を移動しても、自治体間でお互いに助成し合える仕組みにしていくことが急務である。
- 全国どこでも必要な人が利用できる環境を作るためには、後見人等の担い手の確保や成年後見制度利用支援事業等は大きな課題であり、その責務を担っている市町村にはこれらの課題に対して実際の現場を良く知る中核機関や権利擁護支援センターにと共に検討していただきたい。

権利擁護の実践 すべてに意思決定支援

<3つの輪>



いずれの支援も専門職と非専門職の関与がある。

日本福祉大学権利擁護研究センター「権利擁護がわかる意思決定支援」より

権利擁護支援とは

権利擁護支援とは、なんらかの事情によって自分の思いや考えを、他の人に伝えることができず（あるいは伝え方が弱いため）、その結果、日常の社会生活において不利な立場に置かれている人たちを支援する活動。

その実践は、**相談支援、法的支援、生活支援**を基本に設定している。

日本福祉大学権利擁護研究センター「権利擁護がわかる意思決定支援」より